

2030 生物多様性枠組実現日本会議が関わる行事等の主催、共催、
後援、推薦名義の使用に関する内規

(目的)

第1条 この規程は、2030 生物多様性枠組実現日本会議（以下「本会」という。）
が関わる行事等の主催、共催及び後援の名義並びに映像・書籍等の推薦の名
義の使用に関し、使用許可の基準及び条件並びに許可申請の手続き等につい
て定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規定に定めるところの行事等とは、イベント、シンポジウム、後
援その他の特定又は不特定多数への発信又は情報共有を目的とする行為をい
う。

2 この規定に定めるところの映像・書籍等とは、映像、書籍その他の特定又は
不特定多数への発信又は情報共有を目的とする無形又は有形の表現物をいう。

(主催の趣旨)

第3条 本会的主催は、本会が自らの実施する行事等について、その実施に対
し本会が主催することを表示するため、当該行事等の広報等に際して用いる
ものとする。

(共催の趣旨)

第4条 本会の共催は、生物多様性の主流化に資すると認められる、本会を構
成する委員及び有識者（以下あわせて「委員等」という。）が実施する行事等
について、下記(1)から(3)までのいずれかの要件を満たす場合の広報等に際
して用いるものとする。

- (1) 本会が企画立案・運営に参画すること
- (2) 当該行事に委員等を配置、又は参加させること。
- (3) 本会が運営費の全部又は一部を支出すること

(後援の趣旨)

第5条 本会の後援名義は、生物多様性の主流化に資すると認められる行事等
について、その実施に対し本会が賛同することを表示するため、本会の許可
に基づき、主催者等が当該行事等の広報等に際して用いるものとする。

(推薦の趣旨)

第6条 本会の推薦は、生物多様性の主流化に資すると認められる映像・書籍
等について、本会が積極的に推薦する価値のある内容のものに対し、本会の
許可に基づき、製作者等が当該映像・書籍等の広報等に際して用いるものと

する。

(許可基準)

第7条 第4条から前条までの本会の名義の使用は、次条に基づく主催者の申請内容が、次の各号に掲げる基準をいずれも満たす場合に許可するものとする。

- (1) 行事等及び映像・書籍等の内容が本会の目的に沿った、生物多様性の主流化に資する内容であること。
- (2) 行事等及び映像・書籍等の内容が公序良俗に反するものではないこと。
- (3) 行事等及び映像・書籍等の内容が政治的若しくは宗教的な意図を有するものではないこと。

(申請手続き)

第8条 第5条及び第6条における名義使用の許可申請は、対象となる行事等及び映像・書籍等に関し、次に掲げる事項を記載した申請書に、対象となる行事等及び映像・書籍等の概要並びに広報等の計画に関する資料（以下「実施計画資料」という。）等を添付して、本会に提出して行うものとする。

- (1) 主催者等又は製作者等の住所、名称及び代表者氏名並びに対象行事等又は映像・書籍等の担当部署等の連絡先
 - (2) 生物多様性の主流化に係る名義の使用許可申請の目的
 - (3) 対象となる行事等又は映像・書籍等の名称
 - (4) 対象となる行事等の実施期間（期日）又は映像・書籍等の配布・視聴期間（期日）
 - (5) 後援及び推薦名義の使用期間
 - (6) 対象となる行事等の実施場所又は映像・書籍等の配布・視聴場所
 - (7) 対象となる行事等又は映像・書籍計画等の収支計画
 - (8) 対象となる行事等の参加者の範囲及び参加見込者数、又は対象となる映像・書籍等の配布・視聴先の範囲及び配布・視聴見込者数
 - (9) 対象となる行事等における入場料、参加料又は映像・書籍等における購入料、視聴料等の徴収の有無及び徴収額等
 - (10) 申請者以外の共催者及び後援者（予定を含む。）の名称並びに連絡先
- 2 許可申請は、原則として、対象となる行事等の開始又は映像・書籍等の配布・視聴開始の1月前までに行うものとする。

(名義使用の条件)

第9条 名義の使用は、主催者等もしくは製作者等が次の事項を遵守することを条件とする。

- (1) 名義の使用期間は、許可の時から、前条第4号に基づき申請書に記載した行事等の実施期間（期日）又は映像・書籍等の配布・視聴期間（期日）

の最終日までとすること。ただし、申請時に行事等の実施期間（期日）又は映像・書籍等の配布・視聴期間（期日）が不定期である場合にあっては、実施期間又は配布・視聴期間を終了した日までとすること。

- (2) 前条に基づく申請書及び実施計画資料により対象となる行事等の実施又は映像・書籍等の配布・閲覧をするものとし、これらの事項に変更があった場合には直ちに変更の届出を行うこと。
- (3) 対象となる行事等の実施又は映像・書籍等の配布・閲覧の終了後、速やかにその実施結果を本会に報告すること。ただし、申請時に行事等の実施期間（期日）又は映像・書籍等の配布・視聴期間（期日）が不定期である場合にあっては、毎年四月から六月の間に、本会に前年度の実施結果を報告すること。
- (4) 前号以外の場合であっても、本会の指示があった際には、適時適切に実施状況の報告を行うこと。
- (5) 名義の表示は、対象となる行事等又は映像・書籍等が明確となるように、かつ、本会が主催者であるとの誤解を招くことのないように行うこと。
- (6) 名義の表示における本会の標記は、原則として、「2030 生物多様性枠組実現日本会議」の正式名称とすること。

（名義の使用許可取消し）

第10条 本会は、次のいずれかに該当するときは名義の使用許可を取り消すことができる。

- (1) 申請内容に虚偽の事実があったとき。
- (2) 前条の名義使用の条件に違反したとき。
- (3) 行事等や映像・書籍等の内容が第6条の許可基準を満たさないことが分かったとき。

附 則

（施行期日）

この規定は、令和3年12月17日から施行する